

広島県告示第四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によつて、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和四年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

広島県

二 事業の種類

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付替工事

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県福山市瀬戸町大字長和字岡、字石田端及び字藪田並びに大字地頭分字虎及び字コウゲ畑地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県福山市瀬戸町大字長和字岡、字石田端及び字藪田並びに大字地頭分字虎地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

福山市役所